

「(仮称) がん診療協力区域」について (提案)

- ・ 県ではこれまで保健医療計画において、県内を9つの二次医療圏に区分し、5疾病4事業について医療提供体制の整備に取り組んできました。
- ・ このうち、がん診療については、県民が身近な地域で質の高いがん医療を受けることができるよう取組を進めてきたところですが、現時点で唯一、山武長生夷隅医療圏には、がん診療連携拠点病院が存在していません^(※1)。
 - (※1) 山武長生夷隅医療圏では、さんむ医療センターが旭中央病院とのグループ指定により、「地域がん診療病院」として指定され(平成28年4月)、がん診療の充実が図られました。
- ・ また、夷隅地域は、さんむ医療センターや旭中央病院から距離が遠く、住民のほとんどは夷隅地域又は安房医療圏の医療機関でがん診療を受けているというのが現状です。
- ・ こうした状況を踏まえ、夷隅地域にお住まいの方々が、身近な地域でより質の高いがん診療を受けられるよう、がん診療に係る連携・協力等を図る区域として、夷隅地域と安房医療圏を新たに「(仮称) がん診療協力区域」^(※2) とすることについて提案します。
 - (※2) 兵庫県をはじめ他県でも同様の取組はありますが、千葉県独自の制度です。

○がん診療連携拠点病院

- ・ 2次医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- ・ 手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供する。

○地域がん診療病院

- ・ 隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に1カ所整備する。
- ・ 集学的治療や緩和ケア、標準的治療を提供できないがんについては、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携、役割分担により対応出来る体制を整備する。

「(仮称) がん診療協力区域」のイメージ図

